

成田市地域公共交通会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成田市地域公共交通会議設置要綱（令和7年7月1日施行。以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、成田市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開催予定時刻までに所定の場所で氏名を傍聴受付簿に記入するものとする。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、10名とする。

- 2 傍聴希望者が、会議の開催予定時刻までに定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 3 傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議の開始後も定員に達するまで傍聴の受付を行うものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ゼッケン、たすきその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するもの（カメラ機能付携帯電話を除く。）を携帯している者
ただし、第6条の規定により撮影、または録音をすることにつき、会長の許可を得たものを除く。
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨げ、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

- 2 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議における議事や言論に批評を加え、または公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等会議の妨害となるような行為をしないこと。

- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等音声を発する機器の電源を切り、使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨げとなる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、または録音等をしてはならない。
ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、設置要綱第11条に規定する庶務を処理する職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。
2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者の傍聴を禁じ、または退場を命じることができる。

(傍聴の禁止および退場)

第9条 傍聴人は、前条第2項の規定により会長が傍聴を禁じ、または退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
2 傍聴人は、設置要綱第7条第5項ただし書の規定により会議を非公開で行うものとされた場合は、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。